

犯罪のない安全で安心な
まちづくりをめざして

「安全安心まちづくり条例」 を制定しました

安全安心のまちづくり宣言！

近年、全国的に凶悪な犯罪や悲惨な事故が多発し、大きな社会問題となっています。市内では各地域で「見守り隊」などが結成され、地域の安全確保に向けた様々な活動が行われていますが、市としても警察などの関係機関と連携し、事故や犯罪のないまちをめざして、この度「安全安心まちづくり条例」を制定しました。

本市は、この条例の基本理念のもと、市、市民そして事業者が協働して、安全で安心して生活することができるまちづくりをすすめます。みなさんのご協力をお願いします。

●問い合わせ先 総務課 (☎ 82-1122)



窓口業務時間の延長サービスが 始まりました

10月から毎週水曜日、市民課・税務課の一部の窓口業務時間を19:00まで延長しました。ぜひ、ご利用ください。

毎週水曜日
17:15 ▶ 19:00

市民課戸籍住民係 (☎ 82-1140)

税務課市民税係 (☎ 82-1125)

税務課固定資産税係 (☎ 82-1127)

税務課収納係 (☎ 82-1126)

【市民課の延長業務】

- 各種証明書等の交付事務
- 印鑑登録・印鑑証明
- 自動車臨時運行許可
- ※住民異動(転出・転入・転居)はお取り扱いいたしません。

【税務課の延長業務】

- 各種証明書の交付事務
- 台帳閲覧(課税台帳・名寄帳)
- 市税の収納(納税相談)

▶▶利用者の声

「以前は、職場の昼休みなどを利用しなければならなかった市役所での手続きも、仕事帰りに済ませることができるので、とても助かります。」



とつか ふみのり
十塚 史徳さん
(平成町)